

議 会 運 営 委 員 会

平成25年11月29日（金）

◎ 開 議 の 宣 告 （午後 1時30分）

○委員長（小泉勇一） ただいまより議会運営委員会の会議を開きます。

出席委員数は7名であります。

本日の協議案件は、お配りしたとおりであります。

第4回伊達市議会定例会の運営についてを議題といたします。

市長提出議案等は18案件でありますので、提案理由の説明を求めます。

○総務部長（篠原弘明） 第4回市議会定例会付議事件におきまして、議案第1号から議案第18号までの18案件の提案理由の説明をいたします。なお、本日は副市長が病気休暇中でございますので、かわりまして私のほうからご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。

まず、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてからご説明いたします。本案件は、歳入歳出予算の補正につきまして議会を招集する時間的余裕がなかったことから本年11月11日に行った専決処分の承認を求めるものであります。専決処分は、平成25年度伊達市一般会計補正予算（第7号）であります。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に50万円を追加し、179億3,102万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものであります。内容につきましては、予算説明調書に記載しておりますとおり、本年10月16日の台風26号により被害を受けられた東京都大島町への見舞金に関するものであります。

続きまして、議案第2号 財産の取得についてご説明いたします。本案件は、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、予定価格が2,000万円以上の動産の取得に係る契約の締結について議会の議決を求めるものであります。今回取得する動産は、平成26年4月1日に供用開始を予定している伊達市総合体育館トレーニング室用の機器であり、購入の入札につきましては市内の3社を指名し、指名競争入札を行った結果、株式会社スポーツハウス伊達店が落札し、仮契約を締結いたしましたところであります。

続きまして、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。本案件は、大滝交流施設の指定管理者の指定について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者の公募について募集告示を行った結果、特定非営利活動法人大滝まちづくりサポートから応募があったものであります。選定につきましては、選定委員会において選定基準に基づき評価を行った結果、特定非営利活動法人大滝まちづくりサポートを本施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、本施設の指定の期間は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間とするものであります。

続きまして、議案第4号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。本案件は、だて歴史の杜カルチャーセンターの指定管理者の指定について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者の公募につきましては、募集告示を行った結果、特定非

営利活動法人伊達メセナ協会から応募があったものであります。選定につきましては、選定委員会において選定基準に基づき評価を行った結果、特定非営利活動法人伊達メセナ協会を本施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、本施設の指定期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものであります。

続きまして、議案第5号 公の施設に係る指定管理者の指定についてご説明いたします。本案件は、伊達市総合体育館温水プール及びトレーニング室の指定管理者の指定について地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。指定管理者の公募につきましては、募集告示を行った結果、特定非営利活動法人伊達市体育協会及び株式会社苫小牧スコール共同事業体並びに都市総合開発株式会社の2者から応募があったものであります。選定につきましては、選定委員会において選定基準に基づき評価を行った結果、特定非営利活動法人伊達市体育協会及び株式会社苫小牧スコール共同事業体を本施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。なお、本施設の指定の期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間とするものであります。

続きまして、議案第6号 伊達・壮瞥学校給食組合の解散についてご説明いたします。本案件は、伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日限りで解散することについて地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。現在市内及び壮瞥町内の小中学校に対して給食を提供しておりますが、施設の老朽化が著しいことなどにより、今後は伊達市が事業主体となり、元町調理場と大滝区共同調理場を統合して整備するため、給食組合については平成25年度末をもって解散するものであります。なお、給食組合解散後も壮瞥町から事務の委託を受け、従前同様に学校給食を提供するものであります。

続きまして、議案第7号 伊達・壮瞥学校給食組合の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。本案件は、地方自治法の規定に基づき関係する壮瞥町と協議を行いたいので、同法の規定により議会の議決を求めるものであります。財産処分の概要につきましては、議案説明資料のとおりであります。

続きまして、議案第8号 西いぶり広域連合規約の一部を変更することについてご説明いたします。本案件は、西いぶり広域連合共同データセンターに係る施設建設整備費及び地方債償還金の自治体ごとの負担金算出の根拠となる人口割の算定基準を変更するものであります。変更の内容といたしましては、西いぶり広域連合の事業の実施年度や内容によって異なる年度を根拠にできるようにするものであります。

続きまして、議案第9号 市道の路線の認定についてご説明いたします。本案件は、道路法の規定により市道の路線の認定について議会の議決を求めるものであります。市道の路線を認定する理由であります。開発行為により新設された道路が市に帰属されたことにより、末永14号線から末永16号線までの3路線を認定するものであります。

続きまして、議案第10号 伊達市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてご説明いたします。本案件は、行政における業務の内容が高度化、多様化する中で行政サービスを低下させることなく進めていくために、公務に有用な専門的な知識、経験等を有する者を任期を定めて採用することや災害時に生じるおそれのある一時的な人員不足に迅速に対応するために任期付職員

採用条例の制定を行うものであり、任期はいずれの場合も最長で5年としております。

続きまして、議案第11号 伊達市長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。本案件は、平成11年度から高齢者に支給してまいりました長寿祝金について制度の見直しを行うための条例改正であります。改正の内容といたしましては、支給対象者の満88歳、満99歳を廃止し、また支給額につきましては満100歳の対象者の10万円を3万円とするものであります。

続きまして、議案第12号です。議案第12号は、平成25年度伊達市一般会計補正予算（第8号）についてであります。ご説明をいたします。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に1,552万3,000円を追加し、179億4,654万3,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものであります。内容につきましては、議案説明資料及び予算説明調書に記載しておりますとおり、主な事業といたしましては保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、有害鳥獣駆除費などに関するものであります。次に、債務負担行為の補正につきましては、「第2表債務負担行為補正」のとおり追加するものであります。主な内容につきましては、カルチャーセンター運営管理委託費、公共施設等に係る平成26年度の維持管理等業務費などに関するものであります。

続きまして、議案第13号 平成25年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に277万9,000円を追加し、54億2,486万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものであります。内容につきましては、職員給与等に関するものであります。

続きまして、議案第14号 平成25年度伊達市下水道特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に573万円を追加し、16億8,785万6,000円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額等は「第1表歳入歳出予算補正」のとおりとするものであります。内容につきましては、長期債償還元金に関するものであります。次に、債務負担行為の補正につきましては、「第2表債務負担行為補正」のとおり追加するものであります。主な内容につきましては、終末処理場等維持管理業務費、終末処理場等に係る平成26年度の維持管理等業務費などに関するものであります。

続きまして、議案第15号 平成25年度伊達市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。内容としては、債務負担行為の設定でありまして、その内容につきましては「第1表債務負担行為」のとおりとするものであります。主な内容につきましては、地域支援事業等業務委託費などに関するものであります。

続きまして、議案第16号 平成25年度伊達市霊園特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。債務負担行為の設定でありまして、その内容につきましては「第1表債務負担行為」のとおりとするものであります。霊園維持管理業務費に関するものであります。

次に、議案第17号 平成25年度伊達市簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。これも債務負担行為の設定でございまして、その内容につきましては「第1表債務負担行為」のとおりとするものであります。内容につきましては、簡易水道維持管理業務委託費などに関するものであります。

続きまして、議案第18号 平成25年度伊達市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。内容につきましては、債務負担行為の補正でございまして、上水道施設等に係る平成26年度の維持管理等業務費の補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（小泉勇一） 以上で提案理由の説明は終わりました。

質疑を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

以上で終わります。ご苦労さまでした。

それでは、続きまして委員会の提出議案等の説明を求めます。

○事務局長（村田 修） 委員会提出議案につきましては、議会運営委員会提出議案として伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例の1案件について最終日の上程を予定しております。

詳細については、総務議事係長より説明をさせていただきます。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、私のほうから伊達市議会委員会条例の一部を改正する条例案につきましてご説明させていただきたいと存じます。

書類番号1番をお開き願いたいと存じます。今回の委員会条例の一部改正につきましては、議長諮問事項において全会一致となりました事項に関する所要の改正でございまして、あわせまして予算決算常任委員会の委員定数の表記に係る所要の改正を行ったものでございます。具体的な内容につきましては、大きく3点ございまして、1点目は広報常任委員会に関する項目の追加、2点目は議長は委員に選任された後、議会の同意を得て当該委員を辞退する旨の条文を明記したこと、3点目は予算決算常任委員会の委員定数の18人以内の以内という表記の見直しを行ったことの以上3点でございます。なお、この案件につきましては今定例会最終日に上程の予定でございまして、本会議において委員会条例の一部改正が可決された場合に初めて設置される広報常任委員会の委員の任期につきましては附則にて議員の任期の残任期間としてございますので、よろしくお願いをいたします。

1枚めくっていただいて、提案理由の説明というところに、より詳細の文を明記してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

質疑はございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、(2)の議案の取り扱いについてを議題といたします。

○事務局長（村田 修） (2)の議案の取り扱い案ではありますが、書類番号2をお開き願いたいと思います。市長提出議案は、18案件の取り扱いとなります。付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件ではありますが、全案件とも過半数ということになります。次に、付託予定委員会ではありますが、記載のとおり議案第1号は付託を省略し、議案第2号及び第4号から第8号、

議案第10号を総務文教常任委員会、議案第3号及び第9号と第11号を産業民生常任委員会、議案第12号から第18号を予算決算常任委員会へ付託してはいかかと思っております。上程の可否についてであります、法的要件が整っておりますので、可であります。次に、委員会提出議案1案件の取り扱いについてであります、付議事件名、根拠法等は記載のとおりであります。議決要件であります、過半数ということになります。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、（3）から（6）までを一括議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（村田 修） （3）の会議録署名議員の指名についてであります、今定例会の会議録署名議員は輪番制によりまして5番、犬塚議員、15番、嶋崎議員にお願いしたいと思っております。

次に、（4）の監査報告であります、監査委員より記載のとおり例月出納検査の結果報告書の提出があり、同日付で受理されておりますことから、今定例会で議長から報告するものであります。

次に、（5）の教育委員会の点検・評価報告書についてであります、記載のとおり11月27日に教育委員会委員長より報告書の提出があり、同日付で受理しておりますので、その旨今定例会で議長から報告するものであります。

次に、（6）の付託案件審査報告であります、9月30日及び10月1日、2日開催分の予算決算常任委員会の審査報告を初日に上程し、委員長報告の後、表決を予定しております。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりでございます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、（7）の一般質問の取り扱いについてを議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（村田 修） （7）の一般質問の取り扱い案であります、別冊の書類番号3をお開き願いたいと思います。一般質問は、記載のとおり6名の方から通告がされております。発言順序ですが、12月9日の午前10時から辻浦議員、犬塚議員、午後1時から吉野議員、原見議員、12月10日の午前10時から小久保議員、大光議員としたいと考えております。なお、重複する項目についてはありませんでした。

なお、今定例会より質問席が設けられ、質問手順が若干変わりますので、その説明を初日の本会議終了後にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

何か質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、会期の日程を議題といたします。

○事務局長（村田 修） （８）の会期日程案であります。書類番号４をお開き願いたいと思います。これは、８月３０日の議会運営委員会で決定した１２月３日から１８日までとする会期日程案であります。年末で何かと忙しいこともあり、会期日程を短縮したいと考えておりますので、ここで事務局案をお配りしたいと思います。

○委員長（小泉勇一） それでは、改正案を配付いたします。

○事務局長（村田 修） それでは、変更案について説明いたします。

変更案についてであります。総務文教常任委員会と産業民生常任委員会を１２月１１日の午前、午後の開催により１日間とし、午前中１０時から産業民生常任委員会、午後１時半から総務文教常任委員会を開催したいと考えております。また、予算決算常任委員会につきましては１２月１２日午後１時３０分から開催として、１３日、１６日は休会として、最終日を１２月１７日としてはいかがかと思っております。なお、議会運営委員会につきましては、意見書案の取りまとめのため１２月１０日午前中の一般質問終了後に開催したいと考えておりますので、その取り扱いについてご協議願いたいと思います。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりでございます。

何か質疑、ご意見等ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

ただいま変更案のとおり決定をいたします。

続きまして、意見書案についてお願いいたします。

○事務局長（村田 修） （９）の意見書案の取り扱いについてであります。書類番号５をお開き願いたいと思います。今定例会に意見書案１６件の提出依頼がありました。件名、提出依頼者、受け付けについては記載のとおりであります。なお、過去に提出依頼のありました類似の意見書案のコピーを添付しておりますので、取り扱いの参考にさせていただきたいと思います。意見書案の取りまとめは、１２月１０日午前中の一般質問終了後の議会運営委員会で行いたいと思います。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続いて、１０番、１１番、１２番、一括議題といたします。

説明を求めます。

○事務局長（村田 修） （10）の会期中における所管事務調査の予定についてであります。産業民生常任委員会が12月11日に記載のとおり調査を予定しております。

次に、（11）の最終日における委員会報告予定についてであります。総務文教常任委員会、産業民生常任委員会及び予算決算常任委員会が記載のとおり報告を予定しております。

次に、（12）の議長の諸報告であります。書類番号6をお開き願いたいと思います。議会の行事及び会議等のことにつきましては、記載のとおりとなっております。なお、会期中の議長の動向については、今のところ予定はございません。

以上です。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、平成26年第1回伊達市議会定例会の会期日程を議題といたします。

説明を求めます。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、平成26年第1回定例会に係る会期日程案についてご説明いたしたいと存じます。

書類番号7番、ちょっと中ほどでわかりづらいかもしれませんが、意見書がありまして、議会の行事及び会議等の次に書類番号7番、中ほどでございますので、そちらをごらんになっていただきたいと存じます。ご案内のとおり、第1回定例会につきましては12月の4日に係る議会運営委員会にて会期日程案を決定いたします。通常ですと3月の初めを定例会初日といたしまして、3月20日には最終日を迎えるという日程案を事務局案といたしまして組んでございますが、平成25年の折り返しから予算決算常任委員会が設置されまして、案件によっては補正予算に係る予算決算常任委員会の日程を1日組まなければならないこと、市長が北海道市長会の副会長となったことなどに伴う公務による休会等などがございまして、昨年からは3月の20日を越えて最終日を迎えるという会期日程になっております。今回の平成26年の第1回定例会につきましては、書類番号7番の左側の第1案の部分でございますが、に3月初日からの会期日程案をお示ししてございます。暦の関係等もございまして、3月の初日から日程を組んだとしても3月24日が最終日となりまして、年度末という執行部側にとって極めて日程が込み合う時期にかかってしまいます。このため、最終日の時期を1週間ほど前倒した場合ということで、書類番号7の右側の第2案の会期日程をごらんになっていただきたいと思いますが、そちらでお示ししたとおり2月後半からの会期日程を組みますと大体3月の20日前に終わるということとなります。したがって、この際第1回定例会の会期の見直しについてご協議をしていただければよろしいかと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、本日の議会運営委員会の場におきましてこの件につきましてご了承が得られた場合は、伊達市議会定例会規則の一部改正が必要となってまいります。こちらにつきましては、法令上地方自治法第15条第1項のいわゆる規則というものに該当いたしますので、こちらについては本会議には

上程せず、市長までの内部決裁にて改正が可能な案件となっております。本日ご了承が得られた場合は、職員法制係へ速やかに指示をしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりでございます。

何かありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

続きまして、3番目の議会費予算についてを議題といたします。

最初、議長から説明を求めます。

○議長（寺島 徹） 議会費の予算について事前にご説明いたします。

実は、今回予算計上するに当たりまして、広報常任委員会の所管事務調査費用と、それから備品購入費、この2つを新規で出しております。広報常任委員会の所管事務調査につきましては、まだ決定しておりませんが、予算措置、要求だけはして確保をしておかなければ、当初予算で出さなくてはなりませんので、今回出しているということでございます。それから、弔旗のセットにつきましては、現在議会として弔旗を持っておりません。伊達市の弔旗と議会の弔旗と2本必要な場合は、議会としてはいわゆる生花を出す形になっております。これも慶弔規定の中で生花については厳格に実は処理をしておりますので、生花をなかなか出さないほうが多いということで、実は備品として弔旗を置くことによって何かのときにはかなり活用の幅が広がるということもございまして、下の企画財政部長等とお話をしながら今回この2件の一応新規の分を予算計上してございますので、後ほど全体については課長のほうから説明ありますけれども、この2件につきましては私のほうからまずお話をしておきたい、そういうことでございます。

以上です。

○委員長（小泉勇一） 続きまして、課長のほうから全体説明があった後に質疑を受けたいと思います。

○庶務課長（佐藤之宣） それでは、平成26年度議会費に係る予算案についてご説明いたします。

お手元の別冊の書類番号8をごらんいただきたいと思います。まず、1枚目の総括表をごらん願います。議会費の平成26年度要求額は、1億4,235万円であります。平成25年度当初予算と比較いたしますと、364万3,000円の減額となっておりますが、主たる減額理由につきましては総括表の中段に記載してありますように議員共済費の減額及び隔年実施の常任委員会所管事務調査費用の減による旅費の減額によるものであります。

ページをめくっていただきまして、歳出予算見積書細目別一覧表でございますが、こちらは細目ごとの要求額と前年度予算額、増減額をお示ししております。

次に、歳出予算見積書により各節ごとの要求額についてご説明をいたします。1節報酬及び3節職員手当等につきましては、平成25年度と同額であります。4節共済費につきましては、要求額3,411万5,000円で計上しておりますが、平成26年度の共済給付金の給付に要する負担金率が今後定められる総務省令で確定する予定であり、現在未定であるため、財政課と協議の上、平成25年度決定

額と同額で計上しております。負担金率の確定の通知があり次第、数字の差しかえをさせていただくことをご了承願いたいと思います。次に、9節旅費につきましては、要求額は333万4,000円で、平成25年度と比較して111万7,000円の減額となっております。減額の主な理由は、隔年で行っている常任委員会の所管事務調査に係る道外出張費用が減となったことによるものです。先ほど議長からお話がありましたとおり、臨時事業分において広報常任委員会の行政視察調査に係る道外出張費用として委員8名分と随員職員1名分の162万円を確保してございます。次に、10節交際費につきましては、平成25年度と同額であります。11節需用費につきましては、要求額203万7,000円で、平成25年度と比較して12万2,000円の増額となっておりますが、これは消耗品費における消費税アップ分、印刷製本費における市議会だよりの見積もり単価値上がり分と消費税アップ分を見込んだことによるものであります。12節役務費につきましては、平成25年度と同額であります。13節委託料につきましては、要求額824万6,000円で、平成25年度と比較して52万6,000円の増額となっております。増額の主な理由は、会議録調製委託料の消費税アップ分を見込んだこと、臨時事業として委員会分の会議録検索システム更新データ作成業務委託料30万5,000円を計上したことによるものです。詳細につきましては、最後に臨時事業予算見積書により説明させていただきます。14節使用料及び賃借料につきましては、平成25年度と比べ1,000円の増額となっておりますが、これはコピー機借り上げ料の消費税アップ分によるものであります。18節備品購入費につきましては、臨時事業分において議会弔旗購入費として49万7,000円、ファクス購入費として4万9,000円、計54万6,000円を計上しております。こちらも後ほど臨時事業予算見積書により説明させていただきます。19節負担金補助及び交付金につきましては、平成25年度と同額であります。

次に、臨時事業分について臨時事業予算見積書でご説明させていただきます。初めに、道外出張に係る費用弁償につきましては、議長の道外出張分と広報常任委員会の所管事務調査費用であります。広報常任委員会の所管事務調査費用としては、委員1人につき18万円で8名分、144万円で計上しております。なお、行政視察調査における1人当たりの費用弁償につきましては、平成8年11月の議会運営委員会で行革絡みの支出削減で18万円から15万円に減額して以来、同額のまま17年を経過しており、交通費等諸経費の高騰により視察行程を組むのに支障が生じていることから、従前の18万円に戻し、予算計上してはいかがかと考えているところであります。次に、道外出張随員旅費につきましては、議長の道外出張の際の職員随員旅費でございます。次に、会議録検索システム（委員会）更新データ作成業務委託であります。これについては、平成24年度から予算要求しておりますけれども、予算づけに至っておりません。現在委員会会議録につきましては、PDF形式でホームページに掲載しているところではありますが、本会議録と同様に市民が簡単に目的の情報を検索、閲覧できるシステムとすることは議会の情報公開を進める上で必要なことから、再度要求をしてみたいと考えております。次に、弔旗セット購入費につきましては、先ほど議長からお話がありましたとおり市議会議員等で長年にわたり地域の振興に貢献された方の葬儀に際し、市議会としての弔意を公に示すことは重要なことであり、議会の備品として購入するものであります。また、ファクス購入費につきましては、現在議会事務局で使用しておりますファクス機器が老朽化によりふぐあいが発生していることから、議員初め全国、全道市議会議長会との連絡に支障を来さぬよう

機器の更新を行うものであります。

以上、平成26年度議会費の予算要求内容についての説明とさせていただきます。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

それでは次に、第2、議会の会議規則等の改正についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務議事係長（高橋正人） それでは、第2、議会の会議規則等の改正について、1、先例集の一部改正案についてご説明をいたします。

書類ですが、後ろのほうからめくっていただいて、3枚目に書類番号9-1、その次に9-2、書類番号10とありますので、そちらのほうをご参照願いたいと存じます。

まず、(1)の先例集の一部改正案についてでございますが、書類番号9-1、9-2に記載をしております。改正内容につきましては、先ほどの委員会条例の一部改正同様、9月25日の議会運営委員会におきましてご承認をしていただきました議長諮問事項に係る答申に関する改正でございます。書類番号9-1のほうでは広報特別委員会の常任委員会化に関する修正案、9-2につきましては議長が常任委員会を辞退するという部分の改正となっております。それで、具体的には9-1のほうについては委員会の改正ということで、広報特別委員会に係るものを常任委員会に見直しを図った案となっております。なお、修正案の2のところでは広報委員の委員の選任の仕方について記載をされている事項につきまして、無党派議員の部分の取り扱いがちょっと不明確であるというようなご指摘もございましたことから、委員は、無党派議員を除きという部分を削除しまして、1党派1名以上を基本として各党派の構成員数により按分し、党派代表者会議において無党派議員を含め調整、選考するのが例であるというように大きく修正をした案でお載せしております。以下につきましては、アンダーラインでお示しした部分の改正でございます。日付等のこれまでまだ修正していなかった部分の修正が中心となった内容となっております。

続けて、(2)の先例集、要綱等の一部改正について続けてご説明をさせていただきます。こちらにつきましては、これまでの地方自治法の改正及び会議規則の一部改正に伴う条項ずれについて要綱、要領等において改正漏れがあった部分を精査したものが中心となっております。なお、見出し番号15、伊達市議会ホームページ開設要領につきましては、議会運営委員会で平成24年分から議長交際費を公表することとなったことに伴う所要の改正でございます。また見出し番号16番、政務活動費の運用につきましては昨年の党派代表者会議にて政務活動費によるレンタカーの利用が全会一致で承認されたことに伴う所要の改正となっております。修正部分につきましては、先ほど同様アンダーラインの部分でお示ししたとおりとなっておりますので、ご参照願いたいと存じます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（小泉勇一） ただいま説明のとおりです。

何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないものと認めます。

以上で協議の案件は終わりました。

この第3番目の議長諮問については、引き続き継続協議事項にいたしたいと思います。

次回の委員会開催日程は、先ほども出ましたけれども、意見書案の取りまとめが中心でございますが、12月10日、本会議終了後開催したいと思います。

この機会でございますので、皆様のほうから何かございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小泉勇一） ないようですので、これで議会運営委員会の会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 2時16分）